

# 監査結果報告書

令和4年度

佐賀中部広域連合監査委員

佐中広監査第36号  
令和5年3月28日

佐賀中部広域連合議会議長 山下明子様  
佐賀中部広域連合長 坂井英隆様

佐賀中部広域連合監査委員 力久 剛



佐賀中部広域連合監査委員 野副芳昭



### 定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、令和4年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（消防署を除く。）。

##### (2) 監査の対象等（監査実施対象：3課2署）

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	給付課	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月 31日	令和 4年 8月 1日 ～ 令和 4年 11月 25日

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
佐賀広域消防局	予防課	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月 31日	令和 4年 8月 1日 ～ 令和 4年 11月 25日
	警防課		
	北部消防署		
	小城消防署		

(3) 定期監査の重点項目設定数 (対象3課)

区 分	重点項目 (課)	事務局	佐賀広域消防局	
		給付課	予防課	警防課
1 服務関係	2		○	○
2 文書	1	○		
3 収入	0			
4 支出	0			
5 契約	3	○	○	○
6 工事等の執行	0			
7 補助金等	1	○		
8 財産管理	2		○	○
9 現金の取扱い	0			
10 内部統制	0			
11 その他	0			
計	9	3	3	3

※消防署 (2署) については、監査重点項目を設定せず、全般的に監査を行った。

※「10 内部統制」については、令和4年度から独立した区分として設定している。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
1 服務関係	0	0	0	0	0	1	0	1
2 文書	0	0	0	0	2	0	2	0
3 収入	0	0	0	0	0	0	0	0
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	1	0	1
9 現金の取扱い	0	0	0	0	0	0	0	0
10 内部統制	0	—	0	—	0	—	0	—
11 その他	0	0	0	0	0	1	0	1
計	0	0	0	0	2	3	2	3

3課2署 4課2署

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する局長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

## 2 監査の結果

監査の対象	佐賀広域消防局 予防課 (監査重点項目：サービス関係、契約、財産管理) 佐賀広域消防局 北部消防署 (監査重点項目：設定なし) 佐賀広域消防局 小城消防署 (監査重点項目：設定なし)
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	事務局 給付課
監査重点項目	文書、契約、補助金等
監査の結果	<p>○注意をを求める事項</p> <p><b>前回監査における指摘（見積書の徴取）への対応について</b></p> <p>地域支援事業（包括的支援事業民間法人分）委託契約（18件 391,200,000円）の起案文については、前回の定期監査において、見積書の徴取を省略する具体的理由及び根拠規定を明記するよう指摘していたが、今回も同様の不備が見られた。</p> <p>定期監査において改善を求められた事項については、部署内で情報を共有し、部署全体で早期改善に取り組むよう注意されたい。</p>

監査の対象	佐賀広域消防局 警防課
監査重点項目	サービス関係、契約、財産管理
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>起案文書による意思決定過程等の明確化について</b></p> <p>令和3年度救急車積載器具保守点検業務委託（88,000円）について、事前調査で受託可能と回答した2者（A社：見積額88,000円、B社：見積額93,500円）から見積書を徴取し、安価な見積額を提示したA社に口頭で発注していた。しかし、業務完了後にA社から提出された点検報告書は、B社が作成していた。</p> <p>これは、受託者であるA社が、自社による点検実施が困難となり、警防課に事前相談することなく、B社に保守点検の実施を依頼したことによるものであったが、警防課では、このことに係る起案等を作成していなかった。</p> <p>契約事務において、不測の事態が生じた場合は、部署内で十分な協議を行った上で、特殊な事情、経緯及び対応方針等を明記した起案文を作成し、部署としての意思決定過程を明確にするなど、第三者に対しても説明可能な対応となるよう注意されたい。</p>